



消費生活サポーターだより No.76

令和7年7月

長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。

厳しい暑さが続く日々ですが、皆さまお変わりございませんでしょうか。いつもご協力をいただきありがとうございます。今月は、「モバイルバッテリーなどリチウムイオン電池搭載製品の事故が増加！」 「SNSの広告にご用心～定期購入・怪しい通販サイト」を掲載しました。皆様の活動にぜひご活用ください。

知っておきたい役立つ情報

◎モバイルバッテリーなどリチウムイオン電池搭載製品の事故が増加！

夏本番を迎え、観光地へのお出かけなどで、モバイルバッテリーや携帯型扇風機（ハンディファン）などを活用する場面が増えてまいります。

モバイルバッテリーなど、繰り返し充電して使えるリチウムイオン電池搭載製品（ほかにも、スマートフォン、電動アシスト自転車、充電式電動工具、充電式掃除機・・・）は、私たちの生活に欠かせない便利な製品です。

その一方で、高温になった自動車内に放置されたモバイルバッテリーの発火など、高温や衝撃、水気を原因とする事故が増えており、特に夏場に増加する傾向にあります。リチウムイオン電池は可燃性の電解液が含まれているので大きな火災事故につながる恐れがあります。

Nite（製品評価技術基盤機構）のサイトから火災事故を防ぐポイントをご案内します。

- ① 正しく購入する
 - ・連絡先が確かなメーカーや販売店から購入しましょう。
 - ・リコール（回収・無償修理）対象ではないことを確認して購入し、購入後も常に最新の情報をチェックしましょう。
 - ・安価な「非純正バッテリー」に潜むリスクを理解しましょう。
- ② 正しく使用する
 - ・高温下に放置するなどして熱を与えないようにしましょう。
 - ・強い衝撃を与えないようにしましょう。
- ③ 正しく対処する
 - ・充電、使用時は時々様子を見て、異常を感じたらすぐに充電、使用を中止して販売店や製造・輸入業者に相談してください。膨らんだリチウムイオン電池の内部には可燃性のガスがたまっていて危険です。
 - ・発火した場合は大量の水で消火し、可能な限り水没させた状態で119番通報を。煙や炎が噴き出している時は、爆発の危険もありますので、絶対に近寄らないでください。火花や煙の勢いが収まったら消火してください。

なお、不要になったときのリサイクル・廃棄方法は、居住地の自治体に確認して指示に従いましょう。

炎天下、ハンディファンなどを利用するお知り合いを目にされたら、是非話題として取り入れていただきますよう願います。

詳しくは、Nite 製品評価技術基盤機構「リチウムイオン電池搭載製品の事故」

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/mailmagazin/2025fy/vol481_250722.html

消費者庁「リチウムイオン電池のトリセツ」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_080/

Nite 製品評価技術基盤機構のリコールサイト <https://safe-lite.nite.go.jp/>

消費者庁のリコール情報サイト <https://www.recall.caa.go.jp/>

また、海外、帰省先などへ飛行機を利用される方も多い時期となります。飛行機の場合は、モバイルバッテリーは機内預け入れ荷物に出来ません。機内に持ち込む場合は、座席上部の収納棚に入れず常に状態が確認できる場所においていただく必要があります。

万が一、発熱、膨張など異常を感じた時は、速やかに客室乗務員に申し出ていただくようお願いします。持ち込み個数、バッテリーの容量（Whワット時）の制限もありますので事前に各航空会社にご確認ください。

詳しくは、定期航空協会のサイト、各航空会社のサイトをご覧ください。

◎ SNSの広告にご用心～定期購入・怪しい通販サイト。

SNS（エスエヌエス）とは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスのことで、Web上で友だちなどと繋がってコミュニケーションできるサービスです。主なものにLINE, Facebook, Youtube, X, Instagram, TikTokなどがあります。会員登録すれば文章や写真、動画などをアップロードして情報発信ができますし、様々な投稿を見て楽しめるので利用している方も多いと思いますが、広告も多く入ってきます。著名人や有名企業の画像や名前を無断で使用したなりすまし広告、フェイク（偽）情報や悪質な投稿に惑わされないよう、信憑性に留意して利用しましょう。

SNSをきっかけとした消費者トラブルにご注意！国民生活センター

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200409_1.html

トラブルの多い定期購入の契約も、SNSの広告がきっかけになっているものが多く見られます。

【相談事例】 SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。その後同じ商品が届いたが、注文した覚えがないのでその旨と解約希望の書面を同封して返品した。その後も請求書などは届いていたが無視していたところ、先日法律事務所からこの請求について最終通告のような封書が届いた。商品が手元がないのに請求されるとは納得がいけない。

【注意するポイント】

- ・低価格、お試し等を強調する広告の動画に気をとられますが、購入ページの記載内容を必ずしっかりと確認するようにしましょう。解約方法も事業者の規定する方法に従うこととなりますので注意が必要です。
- ・最終確認画面、契約条件に関する記載はスクリーンショット（スマホの画像保存）をしておきましょう。スクリーンショットの方法は、使用している端末機器によりしますので通信事業者、携帯電話ショップなどで確認してください。

定期購入「返品」だけでは解約になりません 国民生活センター

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen513.html

長野県からのお知らせ

◎ 共に学び、共に創るしんしゅう多文化共生新時代

長野県では、7月を多文化共生推進月間と定め、多文化共生について重点的に広報・啓発をおこなっています。7月中は長野県庁ロビーにて、多文化共生に関わる動画を放映しました。どなたにも分かりやすく見ていただける内容となっております。動画サイトでもご覧いただけますのでご案内させていただきます。

・「やさしいせかい」（作成者：やさしい日本語ツーリズム研究会）

<https://yasashii-nihongo-tourism.jp/yasashiisekai.html>

・「わかりやすい多文化共生」（作成者：元辰野町地域おこし協力隊 渡邊隊員）

<https://youtu.be/9bLL7eUkO2c?si=R1SEspdgEhGRoLfd>

しあわせ  信州

山々と育む すこやかな国

長野県消費生活センター 担当：古川・宮崎
電話：0263-87-7270 FAX：0263-40-3701
Eメール：c-shohi@pref.nagano.lg.jp

長野県消費者被害防止啓発キャラクター
もシカっち

